

香芝・王寺環境施設組合議会

第4回(定例会)

会 議 錄

香芝・王寺環境施設組合

令和7年第4回香芝・王寺環境施設組合議会定例会議録

1 招集年月日 令和7年10月3日

2 招集場所 香芝・王寺環境施設組合5階研修室

3 出席議員 8名

1番 中 井 一 喜

2番 沖 優 子

3番 幡 野 美智子

4番 中 川 義 弘

5番 筒 井 寛

6番 川 田 裕

7番 下 村 佳 史

8番 真 鍋 亜 樹

4 欠席議員 なし

5 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 三 橋 和 史

副管理者 平 井 康 之

事務局長 細 川 圭 司

事務局次長 増 田 勝 久

6 会議録の記録書記は、次のとおりである。

事務局主幹 河 口 大 輔

7 会議の事件は、次のとおりである。

承第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改

正する条例の専決処分の報告及び承認について

承第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例の専決処分の報告及び承認について

認第1号 令和6年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入

歳出決算の認定について

8 議長は、会議録署名議員に次の者を指名した。

3番 幡 野 美智子

5番 筒 井 寛

9 開会 午前10時00分

(議長 川田裕) 皆さんおはようございます。

本日、香芝・王寺環境施設組合議会告示第4号をもって第4回定例会を招集されましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日案件となっております議案につきましては、慎重にご審議をいただきまして、本会議がスムーズに運営できますよう、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

議員並びに理事者、傍聴にお越しの皆様方にお願いを申し

上げます。携帯電話の電源はお切りになるかマナーモードにしていただきますよう、よろしくお願ひをいたします。また、議会傍聴規則第8条により、写真、録音等が禁止されております。

本日の本会議につきましては、質疑の回数を3回までといいたします。また、発言の際には手持ちのマイクをお持ちいただきますようお願ひを申し上げます。お持ちいただきましたらマイクをオンにし、発言を終えられましたらオフにして、次の方にお渡しをください。

なお、マイクは音響設備の関係で人数分の本数がございません。各テーブルに1つずつとなっておりますので、お手数をおかけいたしますが、同じテーブル内で手渡しにて共有いただきますよう、お願ひを申し上げます。

それでは、管理者より招集の挨拶をお願いいたします。

はい、三橋管理者。

(管理者 三橋和史) 皆様おはようございます。

本日、令和7年第4回香芝・王寺環境施設組合議会定例会を招集しましたところ、議員各位には公私ともにご多用の中、出席いただきありがとうございます。また、平素より当組合の運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに改めて感謝申し上げます。

さて、本定例会に私からご提案申し上げますのは、職員の

勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認について、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認について、令和6年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についての議案が3件でございます。

議員各位には何とぞ慎重なるご審議をいただきますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶といったします。

(議長 川田裕) ありがとうございました。

ただいまの出席議員は8名でございます。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をしております議事日程のとおりといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 川田裕) ご異議ないようでございますので、お手元の日程どおり本日の議事日程とすることに決します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長において3番幡野美智子議員、5番筒井寛議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 川田裕) 異議がないようでございますので、本定例会の会期は本日1日といたします。

日程第3、承第3号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

理事者、提案説明をお願いいたします。

はい、細川局長。

(事務局長 細川圭司) ただいま上程されました承第3号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認についての提案理由を申し上げます。

お手元の議案書2ページから5ページ及び参考資料をご覧ください。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）において、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部が改正されたこと等に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年9月25日に専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な改正の内容は、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

何とぞ慎重な審議の上、承認を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

(議長 川田裕) ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対して、質疑をお受けいたします。

(なしの声あり)

(議長 川田裕) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち

切れります。

これより討論に入ります。

討論のある方はご発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

(議長 川田裕) ないようですので、討論を打ち切ります。

それでは、お諮りいたします。

承第3号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 川田裕) 異議なしと認めます。よって、承第3号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第4、承第4号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

理事者、提案説明をお願いします。

はい、細川局長。

(事務局長 細川圭司) ただいま上程されました承第4号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の

報告及び承認についての提案理由を申し上げます。

お手元の議案書 6 ページから 14 ページ及び参考資料をご覧ください。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年 12 月 24 日法律第 110 号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 9 月 25 日に専決したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な改正の内容は、職員の部分休業の取得形態の多様化に係る関係規定の整備を行うものでございます。

何とぞ慎重な審議の上、承認を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

(議長 川田裕) ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対して、質疑をお受けいたします。

(なしの声あり)

(議長 川田裕) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論のある方は、ご発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

(議長 川田裕) ないようですので、討論を打ち切ります。

それでは、お諮りいたします。

承第4号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 川田裕) 異議なしと認めます。よって、承第4号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第5、認第1号令和6年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

この件につきましては、決算の認定でございますので、代表監査委員の池田委員にご出席をいただいております。

それでは、理事者から説明を求めます。

はい、田中会計管理者。

(会計管理者 田中宏樹) 失礼いたします。ただいま上程されました認第1号令和6年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について提案理由説明を申し上げます。

まず、歳入歳出決算に関する説明書の3ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は14億6,726万6,000円、歳出総額は14億2,374万5,000円で、歳入歳出差引額は4,352万1,000円。翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額の4,352万1,000円となっております。

続きまして、科目別の説明をさせていただきます。

なお、参考資料としてお配りしております主要な施策の成果報告書の1、2ページに科目ごとの構成比、並びに令和5年度比につきまして、表及び円グラフで示しておりますので、併せてお願ひいたします。

それでは、説明書に沿って説明させていただきます。

4、5ページの歳入から説明をさせていただきます。

款1分担金及び負担金では、収入済額5億9,519万8,161円、構成比40.6%、対令和5年度比は11.5%の増。内訳といたしましては、香芝市が4億978万9,000円で、王寺町が1億8,540万9,161円でございます。

次に、款2使用料及び手数料では、一般廃棄物処理手数料で収入済額1億1,805万9,236円、構成比8.0%、対令和5年度比は3.5%の減となっております。主

な内訳といたしましては、事業系許可業者のごみ処理手数料や自己搬入手数料でございます。

次に、款3国庫支出金では、1億8,418万円の交付を受けております。構成比は12.6%、対令和5年度比は93.3%の減で、内訳といたしましては、6、7ページをお願いいたします、循環型社会形成推進交付金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金でございます。

款4繰越金では、収入済額6,011万2,444円で、令和5年度からの繰越金でございます。

款5諸収入では、収入済額8,961万6,569円で、構成比6.1%、対令和5年度比は99.5%の増。内訳といたしましては、アルミ等売却代金、ごみ焼却の発電による電力売扱代金でございます。

款6組合債では、収入済額4億2,010万円で、構成比28.6%、対令和5年度比90.3%の減。内訳といたしましては、一般廃棄物処理事業債と市町村振興資金貸付金でございます。

令和6年度末の未償還元金は96億7,267万1,000円となっております。

以上、歳入合計は、予算現額14億6,046万9,000円に対しまして収入済額は14億6,726万6,410円で、執行率は100%でございます。

なお、令和5年度比におきましては、63億9,771万1,921円の減、比率では81.3%の減でございます。

次に、8、9ページから歳出の科目別の説明をさせていただきます。

款1議会費では、支出済額32万673円、対令和5年度比29.3%の減で、内訳といたしましては議員報酬、議事録作成業務委託料でございます。

次に、款2総務費では、支出済額6,409万6,129円、構成比4.5%、対令和5年度比は7.0%の減で、内訳といたしましては項1総務管理費、目1一般管理費で職員6名分の人件費、少し飛びまして、12、13ページをお願いいたします、使用料及び賃借料ではシステム借上料。

項2監査委員費では、委員報酬でございます。

次に、款3施設費では、支出済額12億1,477万5,575円、構成比85.3%、対令和5年度比は84.2%の減で、ごみ処理施設の管理運営と維持に係る経費及び新施設の整備事業が主なものでございます。

内訳といたしましては、項1施設費、目1塵芥処理施設費では、需用費で旧施設使用のダイオキシン対策用の薬剤等消耗品費、14、15ページをお願いします、電気・水道料金等の光熱水費。委託料で、焼却施設を24時間体制で管理運営するためのごみ処理業務委託料、再資源化処理業務委託

料、16、17ページをお願いします、旧施設における焼却施設閉炉業務委託料。工事請負費で、新施設整備事業に伴う一般廃棄物処理施設整備工事。備品購入費で、10トントラックの購入でございます。

次に、款4公債費では、支出済額1億4,455万2,784円で、構成比は10.2%、対令和5年度比112.6%の増で、内訳といたしましては、18、19ページをお願いいたします、地方債元金償還金、地方債利子の支出でございます。

以上、歳出合計は、予算現額14億6,046万9,000円に対しまして支出済額が14億2,374万5,161円で、執行率97.5%。

なお、令和5年度比は63億8,112万726円の減、比率では81.8%の減でございます。

次に、20、21ページの財産に関する調書でございます。

1の公有財産、(1)行政財産の土地(地積)では、工場棟で令和6年9月からの新施設竣工に伴い、決算年度中に4,098平方メートルの増、旧施設の管理棟の解体により485平方メートルの減となり、決算年度末現在高の工場棟で6,206平方メートル、その他で4万2,835平方メートル、合計は令和5年度末現在高と変更なしの4万9,0

41平方メートルとなりました。

また、建築物の非木造の延べ面積で新施設竣工に伴い、決算年度中に1万1,026平方メートルの増となりました。

なお、令和5年度末現在高の3,147平方メートルは、旧施設の面積となるため、解体工事終了後に減となる見込みでございます。

下の2の物品では、旧施設で使用しておりました旋盤が決算年度中に処分したことに伴い、1減となり、決算年度末現在高が0となったものでございます。

以上、令和6年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の提案理由説明とさせていただきます。何とぞ慎重ご審議の上、原案認定賜りますようよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

(議長 川田裕) ありがとうございました。

続きまして、代表監査委員の池田監査委員より決算審査の結果についてご報告をしていただきます。

はい、池田監査委員。

(監査委員 池田善紀) それでは、1ページ目の決算審査意見書を朗読してご報告とさせていただきます。

令和6年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付された令和6年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の審査を終えたので、その結果について、下記のとおり報告する。

記

1. 審査対象

令和6年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算書及び関係帳簿、証書類。

2. 審査の方法

管理者から提出された歳入歳出決算書及び附属書類並びに関係諸帳簿等の審査・照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況について検討し、併せて必要に応じて事務局から説明を聴取して審査の正確を期した。

3. 審査結果

審査に付された歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成されており、諸帳簿及び証票書類と照合点検したところ、計数は正確であると認めた。

令和7年8月27日、香芝・王寺環境施設組合、監査委員
池田善紀、監査委員 眞鍋亜樹。

以上でご報告とさせていただきます。

(議長 川田裕) ありがとうございました。

ここで、池田監査委員さんにはご退席をいただきます。

大変お忙しい中、ご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

(池田監査委員 退席)

(議長 川田裕) これより質疑に入ります。

質疑のある方は、ご発言を願います。

中井議員。

(議員 中井一喜) 1番、中井でございます。

まず、1問なんですけども、主要な施策の成果報告書の8ページでございます。

8ページの右側に事業系ごみBの欄があります。香芝市、王寺町のそれぞれの直営とか持込みとか、そういったごみの量が記載されてるんですけども、事業系ごみBの中で持込みの割合が他の項目に比べて王寺町の割合が43%と持込みの割合が多いんですけども、その要因についてお分かりだったらお伺いします。

(議長 川田裕) 暫時休憩します。

(休憩)

(議長 川田裕) 休憩を解いて再開いたします。

はい、細川局長。

(事務局長 細川圭司) 中井議員のご質問に対して、分析は行つておりませんので分かりかねます。ちょっとお時間を聞いて、どういった要因で増えてるのかというのは、調べさせていただきたいと思っております。

(議員 中井一喜) 今日はもうよろしいです。要因が分かれば、また後日教えていただければと思います。

(事務局長 細川圭司) 承知しました。

(議長 川田裕) ほかに質疑ござりますか。

はい、中井議員。

(議員 中井一喜) 1番、中井でございます。

議長、3問ですね。

(議長 川田裕) はい。

(議員 中井一喜) すいません。2問目、お伺いします。

主要施策の成果報告書の11ページでございます。

こちらには、組合分担金の算出表というのが掲載いただいてます。これを見れば、香芝市、王寺町、それぞれ人口1人当たりの分担金は、令和6年度でしたら、香芝市が5,211円、王寺町が7,768円と、香芝市と王寺町の住民1人当たりの負担額の差は2,557円と大きな差が生じています。この要因について、管理者、どのように認識されているのか、お伺いします。

(議長 川田裕) はい、細川局長。

(事務局長 細川圭司) 中井議員からのご質問で、香芝市と王寺町の1人当たりの分担金の負担額の差が生じている、その要因といったしましては、もちろん分担金を人口で割るわけですから、香芝市の分母の人口が大きいほど1人当たりの分担金は小さくなるものと考えております。

以上です。

(議長 川田裕) はい、中井議員。

(議員 中井一喜) 1番、中井でございます。

最後、3問目、質問させていただきます。

今回は、管理者のほうにお答えしていただきたいんですけども、実は今質問させていただいた内容というのは、2年前の今の10月の定例会なんですけども、当時の管理者のほうに質問させていただきました。そのときは、管理者からは、私が質問した内容について理解されなかつたのか、それが意味が伝わらなかつたのか、意味を解した答えがいただけなかつたわけです。今回改めて質問させていただいたんですけども、この要因としては、そのときも申し上げたんですけども、組合規約第12条に定めてある分担金の負担区分に均等割の割合があるためです。建設費、維持管理費、それぞれ均等割の割合が含まれています。

組合設立当時なんですけども、国勢調査人口で言えば昭和

50年当時の人口は、香芝市の人口が王寺町の1.6倍でした。現在、直近の国勢調査人口は令和2年になりますけども、香芝市の人口は王寺町の3.2倍ということで、1.6倍が3.2倍となったということで、組合設立当時に比べ人口比率が大きく変化していることが原因であります。そういったことから、組合の構成団体である香芝市、王寺町において、これだけの人口1人当たりの負担の差が生じているわけです。

このように、組合設立当初に比べ、香芝市、王寺町の人口規模が大きく違う現状において、均等割を含む現在の分担金の負担割合は、両市町の住民にとってあまりにも不公平なものとなっています。

最近設置されましたごみ処理に係る一部事務組合の経費負担を見ますと、山辺・県北西部広域環境衛生組合やさくら広域環境衛生組合では、それぞれごみ量割が100%と、ごみ量割が主流となっています。そういうことから、現状を理解いただき、両市町の住民にとって公平な負担割合になるよう、まずは組合の管理者、副管理者で協議していただきたいですが、いかがお考えでしょうか、管理者に伺います。

(議長 川田裕) はい、三橋管理者。

(管理者 三橋和史) 一部事務組合の構成団体間の負担区分につきましては、当組合におきましては、均等割、人口割、また

処理量割とございますけれども、いずれも、均等割等もございますので、そういったことから、住民1人当たりの負担額というのは異なってくることは必然的なものだと考えてございます。

こういった均等割、人口割、処理量割等の負担区分を設けているものとしては、当組合もほかの組合と比べても一般的なものであるというふうに考えてございまして、そういった観点から規約において定められているものと考えてございます。

現状におきましては、私のほうでは負担区分の見直しということにつきましては、現時点では考えてございませんけれども、継続的な両市町の信頼関係を維持しながら、今後も運営していくという中で、適切に両市町が納得するような形を継続していくということが重要であると考えてございますので、また様々な観点から、管理者である私と、また副管理者とも随時意見交換はさせていただきたいと考えてございます。以上でございます。

(議長 川田裕) はい、中井議員。

(議員 中井一喜) 1番、中井です。

管理者、ありがとうございました。

おっしゃるように、両市町の信頼関係が一番大事ですので、おっしゃるように他の団体、一部事務組合の分担金の割

合は、当然規約で決まるということで、まず規約の改正というのは、前も香芝市の議員さんがおっしゃったように、議会の議決というのが法定のプロセスなんんですけど、それまでに各構成団体の首長まで十分な改正内容というのを、意思決定というのが必要ですので、やはり時代に即した見直しというのは当然必要ですので、今現時点でお考えはないということをお伺いしたんですけども、今後また協議というか、検討いただくということも答弁をいただきましたので、ぜひ、すいません、時代に合わせた負担割合となるようにご検討いただきますように、よろしくお願ひします。

以上で終わります。

(議長 川田裕) ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

(議長 川田裕) ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

はい、幡野美智子議員。

(議員 幡野美智子) 令和6年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の意見を申し上げます。

この決算に含まれています地元対策関連事業償還金は、香芝市が整備した市の公共施設である香芝市地域交流センター及び尼寺自治会内の市道に係る費用です。また、下水道新設工事負担金は香芝市の公共下水道に係る費用であります。これらの香芝市の公共施設の整備は、香芝・王寺環境施設組合規約第3条で定める共同処理する事務に該当しないものであり、香芝・王寺環境施設組合の事務ではなく、また組合構成団体である王寺町の合意も得ていません。

歳入においても、地元対策関連事業償還金及び下水道新設工事負担金の財源として、組合分担金精算による王寺町への返還金から差し引いて収入されていますが、王寺町の合意を得ることなく行われました。

特に、地元対策関連事業償還金については、債務不存在確認請求等控訴事件として現在も係争中で、判決が確定していないにもかかわらず、強制的に徴収されました。

組合は、これらのことを行なうことを令和3年10月27日開催の組合議会定例会において、王寺町選出組合議員が継続審議を訴える中、香芝市選出組合議員の動議により可決された香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例を根拠に、香芝市との間で締結した覚書と協議書により行っていますが、そもそも香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例は、地方自治法第286条第1項に規定された地方公共団体間の協議、知事の

許可を得るなどの手続によらずに組合規約の内容を実質的に変更するものであり、その制定手続において地方自治法に違反しています。

以上の理由から、令和6年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定については反対いたします。

(議長 川田裕) 次に、本案に対する賛成意見の発言を許します。

はい、筒井議員。

(議員 筒井寛) 議長のお許しをいただきましたので、令和6年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

令和6年度の決算については、決算書及び決算説明書を精査したところ、適正に執行されていることが確認されました。

決算を審査するに当たり、不認定とする意見、また主張につきましては、過去の議事録等も含め確認いたしましたところ、何ら不認定と判断されるべき部分はないことが判明いたしました。

その理由の一つとして、現在の焼却場の建設に係る地元対策費についても、「組合は、ごみ焼却施設の設置並びにこれに伴う財産の取得及び管理運営に関する事務を共同で処理する。」とされる本組合規約第3条に規定される内容に地元対

策を組合の共同処理事務に含めるものとすることが令和6年11月12日の奈良地方裁判所の判決で言渡しされ、またその他、王寺町からの請求については、いずれも棄却されてい るということです。

つまり、それは王寺町の主張である香芝市が地元対策費を負担するとした場合、地方財政法第9条に抵触する違法な支出となることが明らかであることを意味します。

また、過去も含め主張のあった下水道新設工事についてであります。令和3年度、香芝・王寺環境施設組合一般会計予算書を確認したところ、款3施設費、項1施設費、目1塵芥処理施設費、節18負担金補助及び交付金の説明欄から、下水道新設工事負担金917万4,000円については、当組合議会議員8名全員出席の下、全会一致で可決している支 出であり、組合が下水道新設工事の申請を行った事業であることは明らかであります。

すなわち地元対策費同様、他の公共団体の事業に香芝市が負担することは、地方財政法第9条に抵触することとなり、これまでになされてきた本組合による説明は適正であると言えるものであります。

以上の理由から、令和6年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成するものであります。議員諸公の賛同を賜りますようよろしくお願ひ申し上げ

まして、賛成討論といたします。

以上です。

(議長 川田裕) ほかに討論ござりますか。

(なしの声あり)

(議長 川田裕) では、これをもって討論を終結いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

(議長 川田裕) お座りください。

賛成少数と認め、認第1号については不認定といたします。

ここで、理事者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

細川局長。

(事務局長 細川圭司) お時間を取っていただきまして、ありがとうございます。

令和7年2月の定例会におきまして、川田議員及び中井議

員から、将来の組合分担金額の推移見込みについて、交付税措置額も考慮して示していただきたいというリクエストをいただいた件に関し、ご報告させていただきます。

お配りしておりますA4、横にグラフと表を示した地方債償還額と分担金の推移をご覧ください。

下の表の部分からご説明いたしますと、こちらの経年推移の数値はあくまで概算でございますが、青色が地方債償還額です。その下のオレンジ色が交付税償還額で、それを香芝市と王寺で7対3に分けた額と地方債償還額の真水部分を無着色で記載しております。また、赤色と緑色の部分は、香芝市と王寺町の交付税措置額を除した分担金額の令和6年度から令和24年度までの推移を表しております。

上のグラフにつきましては、表の数値をグラフ化したものでございます。地方債償還額及び分担金は、令和12年から令和16年頃にピークの傾向にあると推測されます。

以上でご報告を終わらさせていただきます。

(議長 川田裕) ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対して、質疑等をお受けいたします。

はい、中井議員。

(議員 中井一喜) 1番、中井です。

今年の3月、当初予算のときにお願いして、このような図

で作っていただいたて、本当にありがとうございました。

事前に頂いたので見てたんですけど、今回の分担金の決算額は5億9, 500万円ということで、当川田議員もその額から今後それは大変になる、ピーク時には大変になるなどということをおっしゃってて、まさしく今日出していただいた表がそのとおりだと思ったんですけども、図でもらって、5億9, 500万円がどのような形で推移するかということで、香芝市、王寺町を合わせた分担金の合計額というのが記載がなかったので、自分なりに計算で朝電卓をたたいてみて、おっしゃるように大体ピークとして令和12年から令和18年度ということが分かったんですけども、できたらここに書いてるB足す、あと香芝市・王寺の真水の分担金の部分、分担金の合計額の欄を記載していただきたいなということで。

実際、組合として、その運営の財源となる分担金がどのように推移するかという、合計額も大事ですので、すいません、その1段をつけていただいたら、はい。作っていただいたことは、本当にありがとうございました。

以上です。

(議長 川田裕) はい、細川局長。

(事務局長 細川圭司) 香芝市の分担金と王寺町の分担金の合計額をこの下段のほうに追加をさせていただいて、またお渡し

のほうをさせていただきます。

(議長 川田裕) また、資料を作り直したら、また議員さん皆さんにお配りください。

(事務局長 細川圭司) 承知しました。

(議長 川田裕) ほかにございますか。

(なしの声あり)

(議長 川田裕) それでは、ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

以上をもちまして第4回定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって本日の日程は全て終了となります。

皆様のご協力によりまして、議事が滞りなく進行できましたこと、心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、管理者、閉会の挨拶をお願いいたします。

はい、三橋管理者。

(管理者 三橋和史) 閉会に当たりまして一言御礼を申し上げます。

議員各位には、私どもから提案いたしました案件につきまして慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。ご

審議の中でいただきましたご意見やご指摘につきましては真摯に受け止め、今後も地域の生活環境に配慮し、円滑に安全で安心な施設運営を行ってまいります。引き続きご尽力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶といたします。

(議長 川田裕) これをもって令和7年第4回香芝・王寺環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時45分

以上、会議の顛末を記載し、その事実に相違ないことを証し署名する。

令和7年10月3日

香芝・王寺環境施設組合議会

議長

署名議員

署名議員